

東京都歯科健康保険組合ニュース

皆様でご覧ください

平成24年1月



●新年のご挨拶 (2ページ)

●2012年 健保の展望 (3ページ)

社会保障改革は財源の確保、
そして公平な負担と給付が課題に

●医療費控除を活用して上手に節税を (4-5ページ)

●賢く選ぼう！ ジェネリック医薬品 (6ページ)

●健康保険組合からのお知らせ／
ラフォーレ倶楽部 ゴールデンウィークの
申し込みについて (7ページ)

●組合日誌・公告・適用概況 (8ページ)

組 合 日 誌

平成23年9月から平成23年11月まで

23.11.15 理事会

■議案事項

1. 財産の管理に関する件
2. 組合規約一部改正（案）に関する件
3. 組合会議員選挙執行規程一部改正（案）に関する件
4. 組合会議員選挙執行規則一部改正（案）に関する件
5. 理事、理事長及び監事選挙執行規程一部改正（案）に関する件
6. 検査及び監査規程一部改正（案）に関する件
7. 第124回組合会開催に関する件
8. 選定理事補欠選挙の日程に関する件
9. 東京ディズニーリゾート特別利用券の補助金額変更に関する件
10. 職員給与に関する件

■協議事項

1. 退任理事に対する慰労金について



公 告

事業所編入による組合規約の一部変更がありましたので
公告します。 理事長 浅野 紀元

医療法人社団 敬幸会	羽村市神明台 2-11-2
きよみ歯科クリニック	品川区西大井 6-4-14
ブラッシュカレデンタルクリニック	中央区新川 1-17-22
あめみや歯科医院	大田区羽田 4-15-1
医療法人社団 S&E	江東区東陽 4-2-4
KS 麻布十番デンタルクリニック	港区麻布十番 2-14-11
こばやし歯科クリニック	江戸川区中央 4-11-8
医療法人社団 慶沙会 ひがきデンタルクリニック	西東京市芝久保町 1-12-5
ゆうデンタルケア	葛飾区亀有 3-11-9

適用概況

(平成23年10月末現在)

事業所数	3,900 件
被保険者数	男 4,130 人
	女 7,151 人
	合計 11,281 人
被扶養者数	6,017 人
平均標準報酬月額	男 528,423 円
	女 279,118 円
	平均 370,389 円
健康保険料調定額	317,880 千円
調整保険料調定額	5,725 千円
前期高齢者納付金	66,516 千円
後期高齢者支援金	68,382 千円
病床転換支援金	0 千円
退職者給付拠出金	17,121 千円
介護納付金	28,652 千円

皆様からのご質問・ご意見・投書をお待ちしています。

発行元 東京都歯科健康保険組合 〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-11-11 TEL (3918) 7511 FAX (3918) 0588

社会保障改革は 財源の確保、そして 公平な負担と給付が課題に



増税と同時に医療費等の抑制も 社会保障の改革にとって不可欠

政府は2012年、東日本大震災の復興と「社会保障と税の一体改革」を同時に推し進めなくてはならず、健康保険組合を取り巻く環境は一段と厳しくなりそうです。財源の確保はもとより、制度改革にともなう給付と負担の整合性、効率化、さらに2012年度に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定の行方が改革の試金石となるでしょう。

政府によると、一体改革で必要と見込まれる公費負担財源は、2015年度で約2・7兆円。これに基礎年金、高齢者医療、介護保険の「高齢者3経費」にあてる消費税不足分約14兆円を加えると同年度で必要と

なる追加財源は約17兆円に上ります。

また、復興に要する財源については約9・2兆円と見込んでおり、社会保障を維持するための財源は「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%（現行5%）まで引き上げる」（「社会保障・税一体改革案」）としていますが、医療・介護の伸び率を抑え、むだを削ることは不可避です。

厚生労働省の2010年度「医療費の動向」では、医療費総額は前年度に比べ3・9%、約1・4兆円増加し、過去最高の36・6兆円となりました。医療費の増加は8年連続で、小児科、産科、外科などの急性期の入院医療を重点的に評価した2010年度の診療報酬改定も影響したものとみられます。

これに対し、2010年度の健康保険組合決算見込みの概要によると、経常収支差引額は4154億円の赤字で、過去最悪だった2009年度の5234億円に比べ1080億円改善したものの、過去2番目の赤字となりました。赤字決算は3年連続で、全健康保険組合の76・5%が赤字の状況でした。なお、赤字額の減少は、過去最高の415組合（全健康保険組合の約3割）が保険料率を引き上げ、

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、平素より多大なるご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

昨年、わが国は東日本大震災というかつてない大きな災難に見舞われました。そのようななか、人々が互いに助け合い、苦境に立ち向かっていく姿に、人との絆・つながりの大切さを再認識し、また、家族が無事に健康でいられる喜びをあらためて感じられた方も多いことでしょう。

健康保険組合も、これまで互いに仲間を支え、健康を守るパートナーとしてさまざまな事業を展開してまいりました。

しかし近年、全国の健康保険組合では、皆様の健康をサポートするための活動が十分に行えない事態に追い込まれています。かねてからの景気低迷により保険料収入が減少する一方で、高齢者医療制度に対して納付金・支援金を拠出しなければならないことが非常に大きな負担となっており、組合財政は悪化の一途をたどっています。

その結果、2011年度予算においては、多くの健康保険組



東京都歯科健康保険組合
理事長 浅野 紀元

合で、保険料率の引き上げや積立金の取り崩しで対応せざるをえない状況であり、安定的な組合運営が非常に難しくなっているのが現状です。

一方、政府は「社会保障・税一体改革案」をとりまとめ、今後、医療保険制度の改革を行う予定ですが、現段階の案は、健康保険組合にさらなる負担を求めるような内容となっており、到底受け入れられるものではありません。国は今後も議論を続けていくとしていますが、これ以上健康保険組合に負担を強いることのないよう、私たちが今後の議論の行方を注視してまいりますと考えております。

このように本年も厳しい情勢が予想されますが、健康保険組合は、特定健診・特定保健指導をはじめとしたさまざまな疾病予防事業を行い、本来の使命である皆様の健康増進を、積極的にサポートしてまいります。皆様もぜひ、日々の生活に健康づくり習慣をとり入れ、すこやかに過ごしてくださいませようお願いいたします。

最後になりましたが、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

保険料収入の確保に努めた結果です。

改革案では「総報酬割」で 支援金負担が増えるしくみに

しかし、この健康保険組合の努力も、現行制度下で高齢者が増え医療費が膨張すれば、焼け石に水に等しいといえます。政府の「一体改革案」では、高齢世代の医療費は財源が足りなくなれば、健康保険組合からの「支援金」を増やしてまかなうしくみになっているからです。しかも、給与など報酬に応じて負担するしくみに全面的に移行する「総報酬割」案が検討されており、改革の空洞化、後退が懸念されます。

4月の診療報酬と介護報酬の同時改定では医療と介護の連携、在宅と医療機関等の役割分担が主要テーマとなっています。団塊の世代（約660万人）が高齢化し、医療と介護の垣根がだんだんと低くなる今、縦割り行政を改善して効率化を図る必要があります。健康保険組合としても、予防機能とともにチェック機能を発揮し、国民が安心して信頼できる改革に向けて取り組まなくてはならないでしょう。



控除金額の計算式とポイント

生計を同じくしている家族・親族の医療費を合計します

1月から12月までに
支払った医療費

給付金・
保険金等

10万円または所得総額の5%
【いずれか少ないほう】

＝ 医療費控除額
【最高限度額 200万円】

1/1～12/31までに実際に
支払った医療費の自己負
担分を合計します。

健康保険から給付される高額療養費や出産育児
一時金、生命保険会社や損害保険会社から給
付される入院給付金などは差し引きます。

例 年間所得が331万円以上の世帯（税率20%）の場合

・妻の出産費用で57万円
・夫の入院で5万円
・その他（かぜの治療費、歯科の治療費、交通費等）で3万円
・給付金（出産育児一時金42万円、保険会社から入院給付金3万円）
合計 65万円
45万円

〈所得税率〉	
課税所得	
195万円以下	5%
～330万円以下	10%
～695万円以下	20%
～900万円以下	23%
～1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

上記の計算方法にあてはめると、
 $(65\text{万円} - 45\text{万円}) - 10\text{万円} = 10\text{万円}$ が医療費控除額になり、
所得税率が20%なので、
 $10\text{万円} \times 20\% = 20,000\text{円}$ が還付される金額の目安になります。

申告の手続き

手続きは、住民票のある地域の税務署またはe-Tax (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)で行います。確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日までの1ヵ月間ですが、サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告については、1月からでも受け付けてもらえます。

申告には、何よりも領収書が必要です。病院に限らず諸費用の領収書は必ずもらって保管しておいてください。そのほか、給与の源泉徴収票、印鑑を持参します。

※詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

医療費控除とは、みなさんや家族の分を含めて、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えると、税務署に確定申告すると税金が戻ってくる制度です。医療費の支払いが多かった人は、上手に活用して賢く節税しましょう。

まずは対象となる医療費を計算してみましょう

みなさんやみなさんと生計を共にするご家族が、1年間（1月1日～12月31日）に支払った医療費の合計額を計算してみましょう。

控除の対象となる医療費には、医師に支払った治療費だけでなく、薬局で購入した市販薬や病院までの交通費（マイカーで行ったときのガソリン代や駐車料金は除く）なども含まれます。

しかし、健康診断・人間ドックなどの費用や予防接種の費用、美容整形、健康増進のために購入した栄養ドリンクやビタミン剤などは対象外です。

領収書をまとめて、
医療費を計算！



控除の対象となる医療費の例

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用、往診費用
- 入院時の食事療養・生活療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- あんま、指圧、はり、きゅうの施術費
- 義手、義足などの購入費
- 医師の証明がある6ヵ月以上の寝たきりの人のおむつ代
- 医師の指示と証明がある温泉利用型および運動型健康増進施設の利用料
- 訪問看護ステーションの利用料
- 老人保健施設、療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額
- ケアプランに基づく在宅介護サービスを医療系サービスと併せて受ける場合の介護費自己負担分
- 特定保健指導のうち一定の積極的支援の対象者が負担する特定健診・特定保健指導にかかる費用など

控除の対象とならない医療費の例

- 健康診断、人間ドックの費用
- ビタミン剤、消化剤、体力増強剤など、治療のためのない医薬品の購入費
- マイカーで通院するときの駐車代やガソリン代
- 妊娠検査薬や妊婦用下着の購入費
- 医師への謝礼など

健康保険組合からのお知らせ

■保険料総額のお知らせについて

2月からの確定申告のため、当組合では毎年、個人事業主の皆様に1年間に納入していただいた保険料の総額をお知らせしております。
平成23年分につきましては、2月1日の発送を予定しております。

■契約医療機関の変更

○平成24年3月末で契約解除

医療法人 柏堤会 戸塚共立メディカルサテライト健診センター

○名称変更（平成24年1月1日より）

一般財団法人 東日本労働衛生センター 東京支部	➡ 一般財団法人 日本健康管理協会 東京支部
一般財団法人 東日本労働衛生センター 新宿健診センター	➡ 一般財団法人 日本健康管理協会 新宿健診プラザ
一般財団法人 東日本労働衛生センター 北関東支部	➡ 一般財団法人 日本健康管理協会 北関東支部



法人会員制ホテル ラフォーレ倶楽部

ゴールデンウィークの申し込みについて

「ラフォーレ倶楽部」のゴールデンウィーク期間のお申し込みは下記のとおりとなっています。

※ラフォーレ倶楽部の詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。



対象期間	<宿 泊> 2012年4月28日(土)～5月5日(土) 泊 <ゴルフ> 2012年4月28日(土)～5月6日(日) プレイ
受付方法	通常受付 <宿 泊> 2012年4月28日(土)～5月2日(水) 泊 <ゴルフ> 2012年4月28日(土)～5月2日(水) プレイ ★受付方法 2012年1月5日(木) 9:00より通常方法にて受付 <宿 泊> 2012年5月3日(木)～5月5日(土) 泊 <ゴルフ> 2012年5月3日(木)～5月6日(日) プレイ ★受付期間 ・専用ホームページ 2012年1月6日(金) 10:00～1月17日(火) 13:00 ・エントリーダイヤル 2012年1月11日(水) 10:00～1月17日(火) 13:00 ※エントリーダイヤルは14日(土)、15日(日)を除く ★回答方法 ・エントリー締切後、抽選のうえ、ご予約の可否を2月3日(金)までに回答。 ・エントリー抽選後、空きがある場合は、2月6日(月) 9:00より通常方法にて二次受付。



賢く選ぼう！ ジェネリック医薬品

効き目や安全性は新薬とほぼ同等で、開発費や開発期間が抑えられる分、
価格が安く家計にやさしい「ジェネリック医薬品」。
みなさんも、上手に活用して医療費の節減を！



どの程度医療費を抑えられるの？

かぜや花粉症など、短期間の服用となる薬の場合は、劇的な節約効果は期待できません。しかし、生活習慣病など長期の服用が前提の慢性病患者の場合は、大きな節約効果が期待されます。薬の種類や製薬会社により価格は異なりますが、年間の薬代が半額程度、薬によっては3割程度に抑えられる場合もあります。ただし、すべての病気や治療法に対応するジェネリック医薬品が存在するとは限りません。



ジェネリック医薬品を使うにはどうしたらいいの？

医師や薬剤師に申し出ましょう
お願いカードを使うと便利です

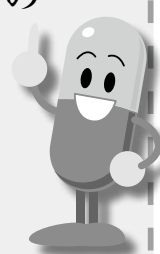
医師や薬剤師にジェネリック医薬品にしたい旨を伝えましょう。窓口にて、保険証や診察券と一緒に「ジェネリック医薬品お願いカード」を提出するのも便利です。

ジェネリック医薬品の
検索や「お願いカード」の
ダウンロードは
こちら



かんじゃさんの薬箱

<http://www.generic.gr.jp/>



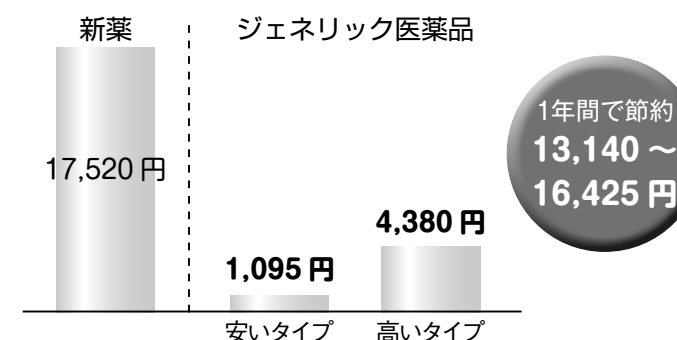
新薬とジェネリック医薬品の比較

2010年4月現在 日本ジェネリック医薬品学会

3割負担の場合

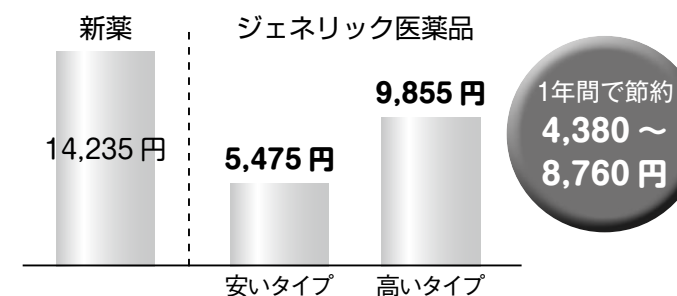
高血圧症

(代表的な薬を1日1錠、1年間服用した場合)



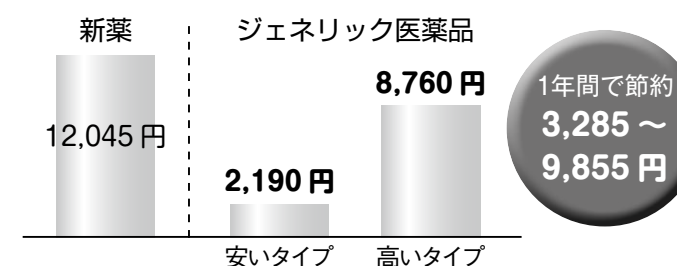
糖尿病

(代表的な薬を1日3錠、1年間服用した場合)



脂質異常症

(代表的な薬を1日1錠、1年間服用した場合)



※上記は薬代のみの金額です。実際に窓口で支払う金額は、薬代以外に薬の処方料や調剤料、薬剤情報提供料などがかかります。また、支払う金額は自己負担割合によって異なります。